

【前提】

コロナウイルス感染症拡大防止の為に、換金取扱金融機関にて換金をお願い申し上げます。

本方法はやむを得ない事情がある場合の救済措置であり、原則として換金取扱金融機関で口座開設をお願いします。

1. あくまで換金取扱金融機関以外の東久留米市内の金融機関に口座を開設している登録店。東久留米市内に口座開設が不可能な登録店のみとさせていただきます。
 2. 商品券裏面の登録店記入欄に店名を記入していただくか、スタンプ(ゴム印)を押してください。(商品券1枚ごとに店名を記入)
 3. 店名の無いものは、商工会では換金できませんので、ご注意ください。
 4. 使用済商品券は、1枚ずつバラバラにして輪ゴムでまとめてください。ホチキス・のり等では、まとめないでください。(100枚以上の場合は100枚単位で輪ゴムでまとめる)
 5. 利用者から受け取った商品券の換金期間は令和2年8月24日(月)から令和3年1月29日(金)までに換金してください。換金期間を過ぎた商品券は無効となります。
 6. 換金する場合は、①「東久留米市プレミアム付商品券登録店証明書」を提示し、②「東久留米市プレミアム付商品券換金依頼書(3枚綴り)」と③「使用済商品券(裏面に店名を明記)」を提出します。必ず上記①～③をご持参のうえ換金手続きを行ってください。ひとつでも不足した場合は、換金手続きができないことをご了承ください。
※①「東久留米市プレミアム付商品券登録店証明書」を紛失、汚損・破損した場合は速やかに「東久留米市プレミアム付商品券登録店証明書 再発行依頼書」を商工会に提出し、再交付を受けて下さい。
 7. 商品券換金依頼書には、商品券枚数及び金額、入金先口座情報(預金種別・口座番号・口座名義)の必要項目を記入してください。
なお、商品券換金依頼書記載の商品券枚数と、商工会が数えた枚数に相違がある場合は、確認をさせていただきますが、原則として商工会の数えた枚数で入金することをご了承ください。
 8. 振込による入金となりますので、所定の振込手数料を差し引いた金額を振込させていただきます。
[($\text{@}500\text{円} \times \text{使用済商品券枚数}$) - 振込手数料]
 9. 商工会から、換金依頼書の控えをお受け取りください。
 10. この方式の場合、使用済商品券をご持参していただき、一旦商品券をお預かりいたします。2週間を目途に商品券の枚数・金額等を確認させていただきます。確認後に振込入金となります。
- 開設時間は午前10時～午後4時です。昼休憩(12時～13時)土曜日・日曜日・祝祭日、年末年始(12月28日～1月4日)は商工会に窓口を設置しませんのでご注意ください。
11. 不正を防止するために、換金済商品券は、商品券の通し番号と換金事業所の確認作業を行います。必ず不正はしないこと。
 12. 換金手数料は無料です。